

議 第 323 号

平成26年6月6日提出

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合同規約（昭和50年熊本県指令地第218号）の一部を次のように変更するため、議決を求める。

熊本市長 幸 山 政 史

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合同規約（昭和50年熊本県指令地第218号）の一部を次のように変更する。

第3条中「合併前の植木町の区域」の次に「(境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除き、境界変更によって他の市町村から熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定に基づく熊本市と菊池市との境界変更に関する総務大臣の告示の効力発生の日から施行する。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。